

東京都公報

発行 東京都

目次

- 公共測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除.....(同).....六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定.....(建設局道路管理部監察指導課).....七
- 告 示 (海区漁調)
 - 東京海区における釣漁法の制限.....八
 - 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限.....八
- 公 告
 - 優良映画等の推奨.....九
 -(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課).....九
 - 開発行為に関する工事完了.....九
 -(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....九
 - 東京都指定排水設備工事事業者の指定.....(下水道局).....九
- 正 誤
 - 平成二十九年七月十一日付東京都告示第千二百二十

八号.....九

告 示

●東京都告示第千五百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 目黒区

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

三 測量の区域

目黒区東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、上目黒四丁目、上目黒五丁目、目黒本町二丁目、目黒本町四丁目、目黒本町五丁目、碑文谷一丁目、原町一丁目及び洗足一丁目各各地内

四 測量の期間

平成三十年十二月三日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第千五百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所

所

二 測量の種類

公共測量(三級基準点座標補正、標高補正、四級基準点測量及び道路基準点測量)

三 測量の区域

板橋区上板橋一丁目、上板橋二丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、成増一丁目、成増二丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、中丸町、熊野町、大山金井町、幸町、大山西町、大山町、大谷口上町、弥生町、大谷口北町、東山町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、練馬区錦一丁目、錦二丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目、北町四丁目、北町五丁目、北町八丁目、田柄二丁目、旭町三丁目、文京区本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、春日一丁目、春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小日向四丁目、大塚一丁目、大塚二丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、大塚五丁目、豊島区南大塚二丁目、南大塚三丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、上池袋二丁目、池袋一丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、品川区北品川二丁目、東品川一丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、東大井一丁目及び八潮五丁目各各地内

平成三十年十一月八日から平成三十一年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百八十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

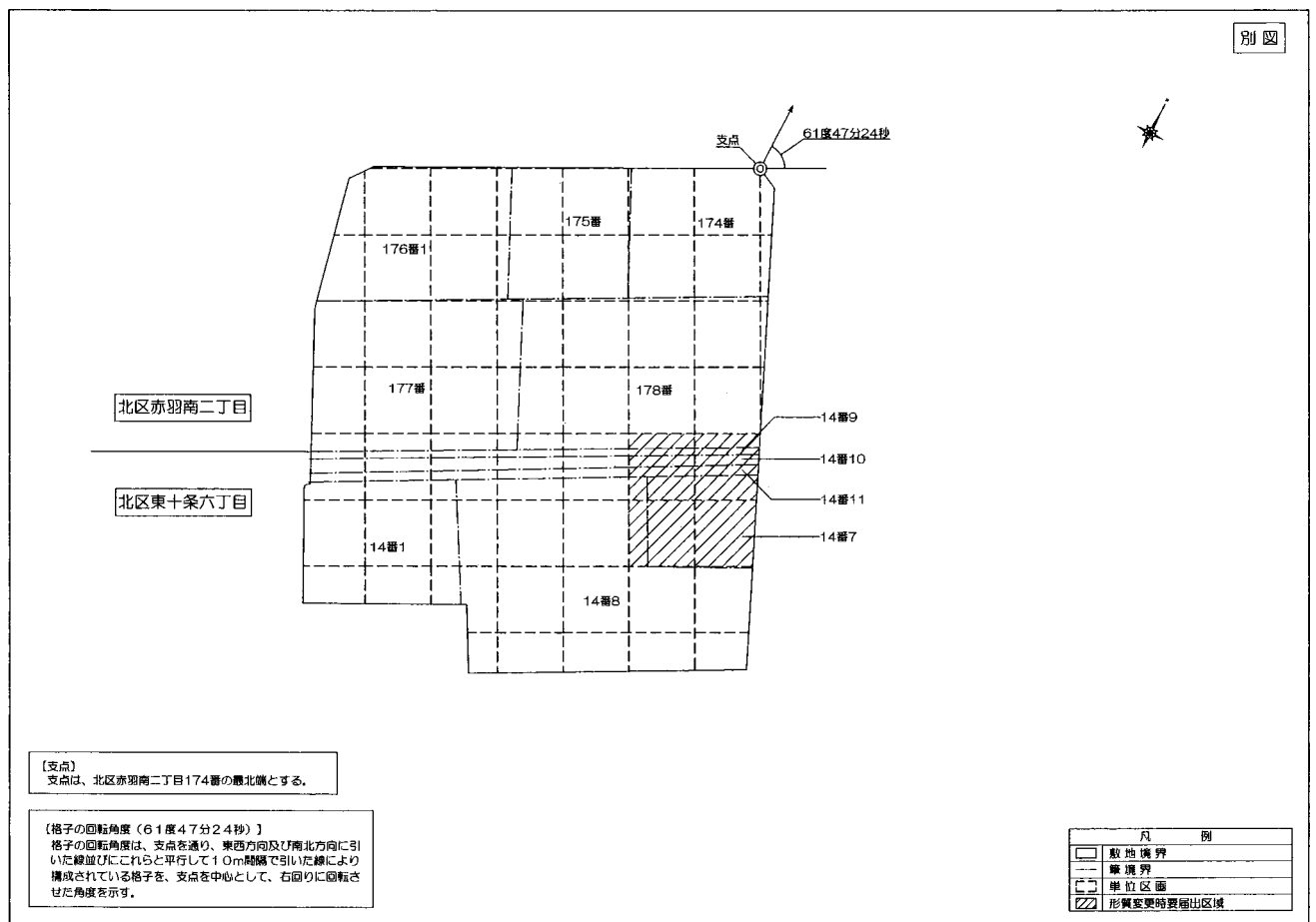
平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区赤羽南二丁目及び同区東十条六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十日

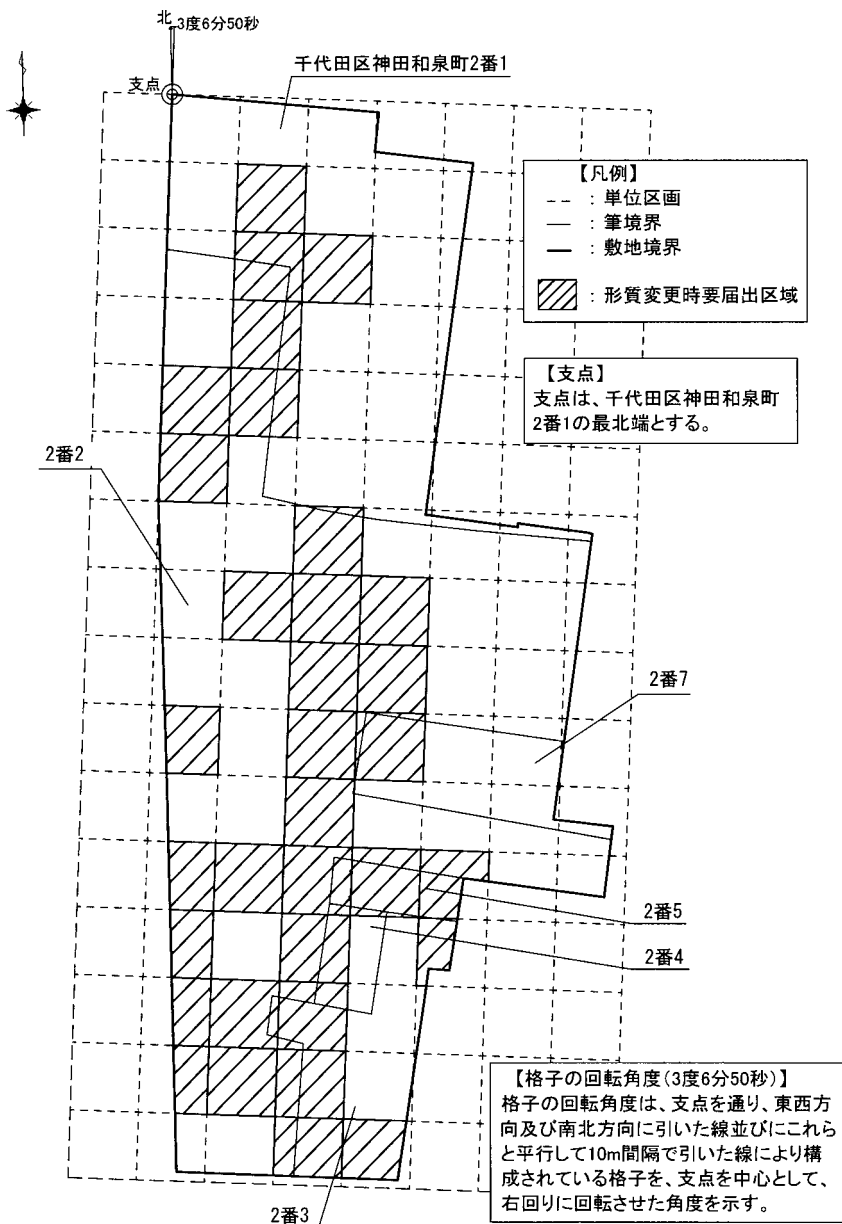
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区神田和泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第千五百八十三号

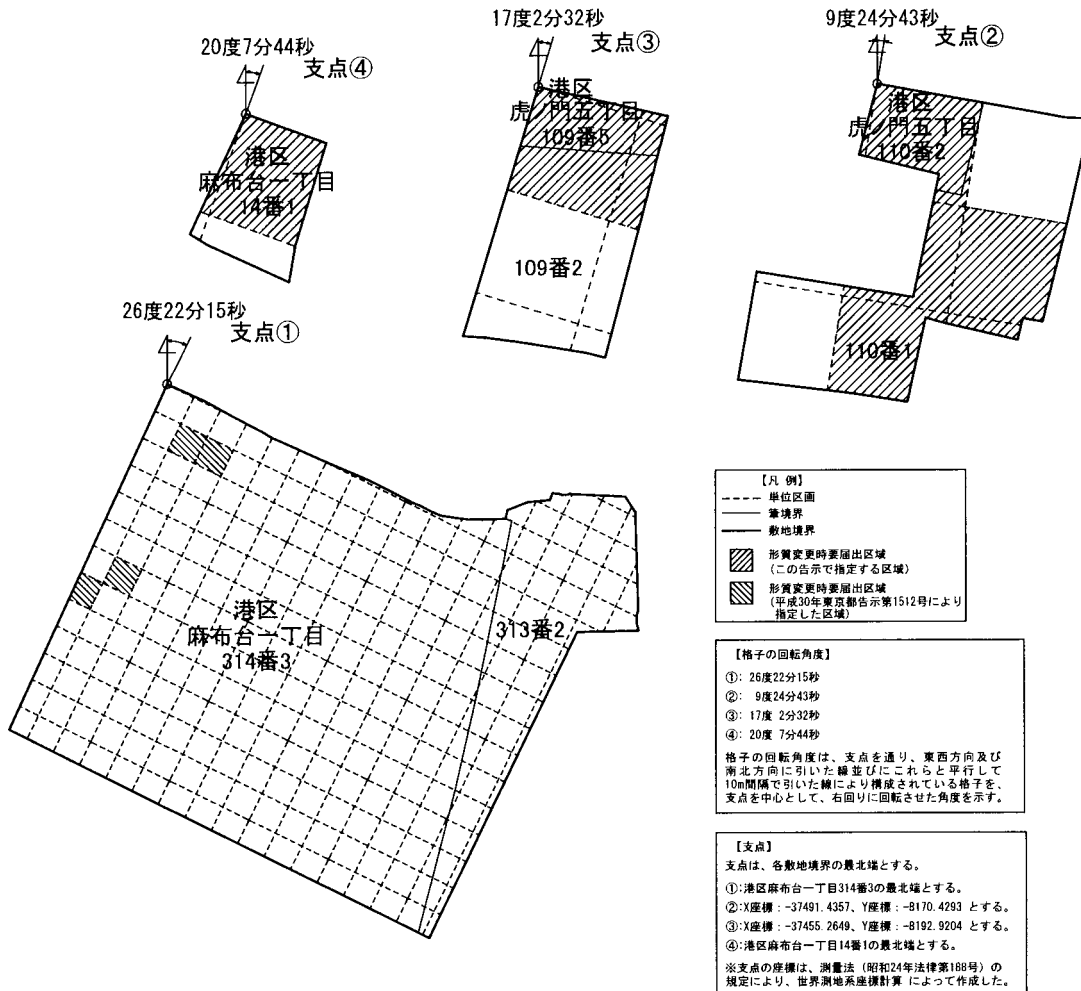
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区麻布台一丁目及び同区虎ノ門五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百八十四号

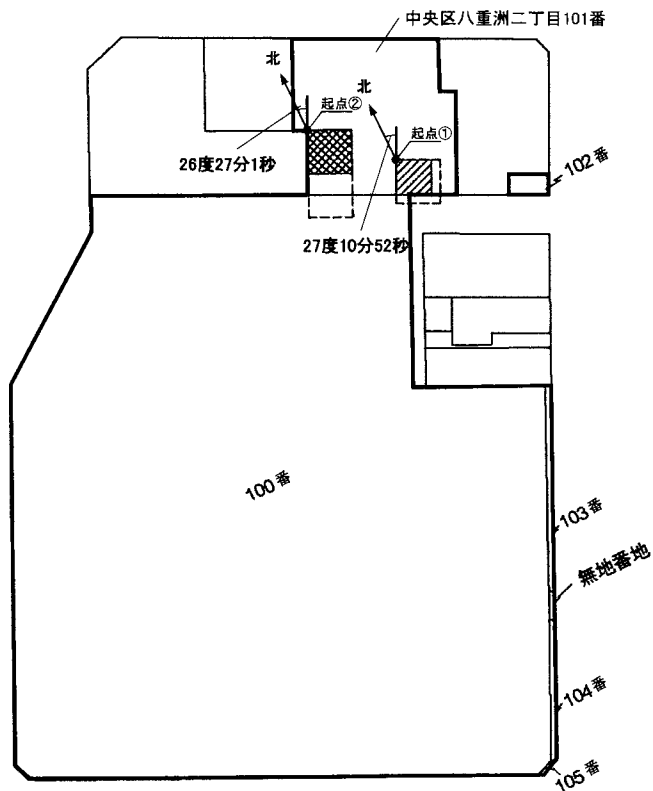
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区八重洲二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1322号により指定した区域)

【起点】

起点①②は、中央区八重洲二丁目101番地内

① X: -35545.868 Y: -5750.389

② X: -35532.598 Y: -5764.149

座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(起点①:27度10分52秒、起点②:26度27分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百八十五号

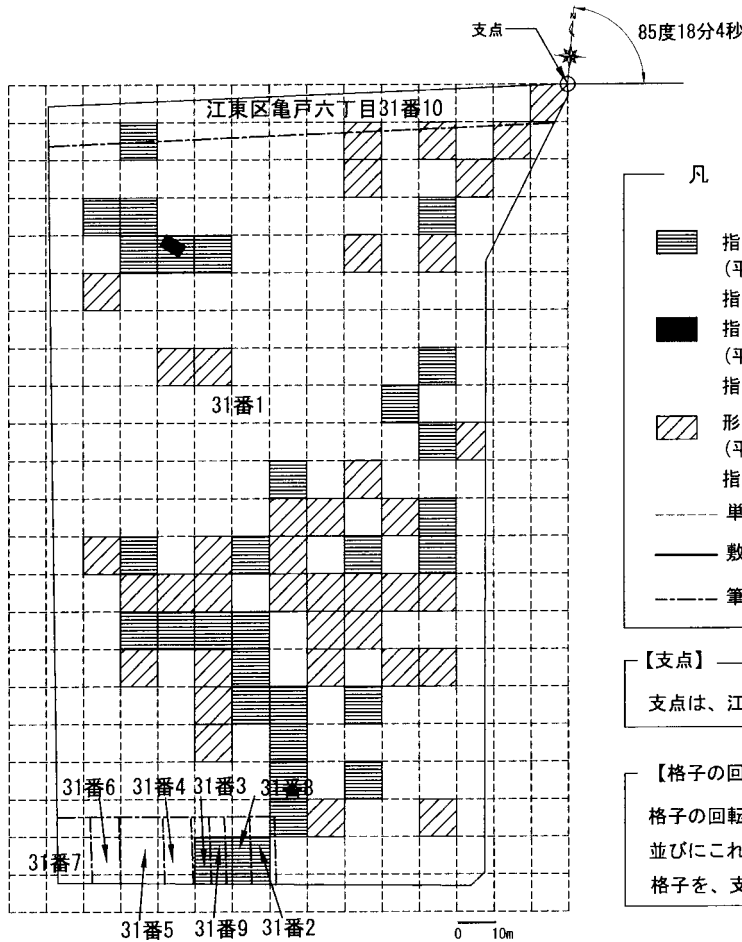
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千七百二
十四号により指定した区域の全部及び平成二十九年東京都
告示第四百六号により指定した区域の一部の指定を解除す
るので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の
規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

- 指定を解除する区域 (平成29年東京都告示第406号により指定した区域)
- 指定を解除する区域 (平成28年東京都告示第1724号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第406号により指定した区域)
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【支点】

支点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

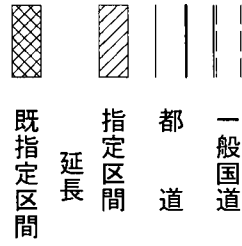
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道赤坂杉並線
世田谷区北沢四丁目地内

●東京都告示第千五百八十六号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

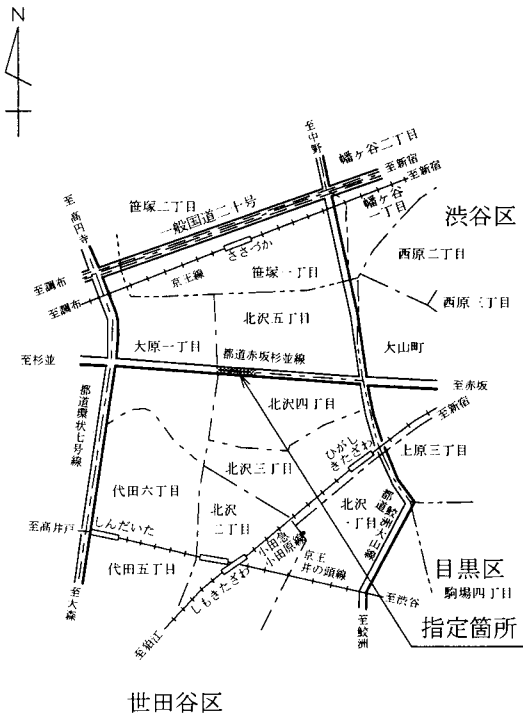
備すべき道路を次のように指定する。
平成三十年十一月二十日
東京都知事 小池百合子
一 路線名
都道赤坂杉並線

二 指定する区間
世田谷区北沢四丁目八百四十九番四地
先から同所八百五十二番一地先まで
別図表示のとおり
三 指定の概要

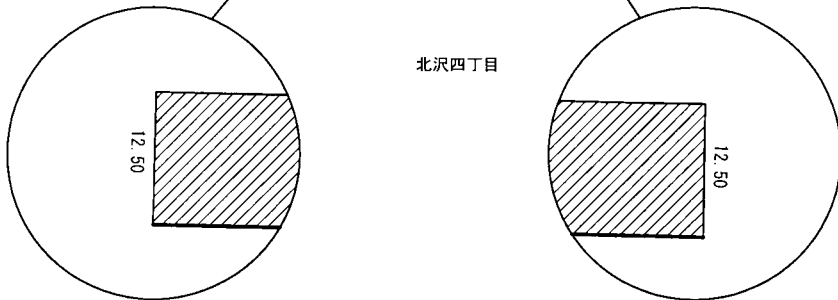
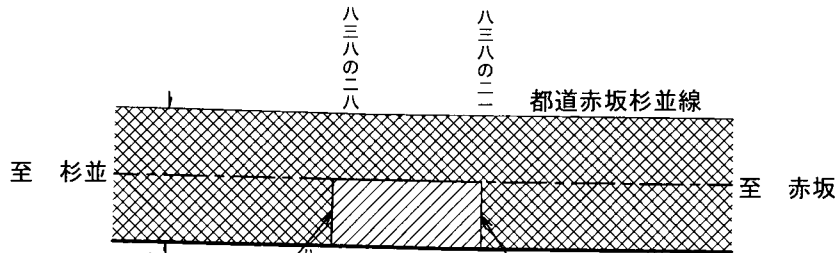


(電線共同溝予定名称 赤坂杉並・四号)

七〇・五〇メートル



世田谷区
北沢五丁目



告示(海区漁調)

東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

平成三十年十一月二十日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成三十年十二月七日から平成三十一年十二月六日までとする。

東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)(における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。))について、次のとおり指示する。

平成三十年十一月二十日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 平成三十一年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬における操業
- (二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百二十一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十一隻

神奈川県 六隻

千葉県 五十七隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十一年六月三十日までに、委員会が別に定める操業報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十一年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成三十年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四五五 映画 Merry Bleec 青少年を健全

Cherry Bleec 青少年を健全

stmas treet に有益である

！)ロンド と認める。

ンに奇跡を

起こした男

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市連光寺二丁目六十九番一の一及び同番十六から同番二十二まで

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

小平市学園西町二丁目千六百四十三番三

神奈川県川崎市多摩区西生田二丁目十三番十三号 株式会社アゼリアホーム 代表取締役 米山 裕

西東京市富士町六丁目千三百七番一及び千四百三番一の一

港区赤坂一丁目八番一号 新日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 永井 幹人

小平市大沼町二丁目四百八十一番一及び四百八十一番一

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 佳克

府中市白糸台五丁目二十八番五の一、同番九、同番十六、同番十七の一、二十九番五から同番十六まで、同番二十五の一及び同番二十五地先

府中市白糸台五丁目二十一番地の二 小杉 タケ

稲城市平尾二丁目五十番一、同番五の一、同番二十一及び同番二十五から同番四十六

神奈川県横浜市中区中川一丁目二十一番二十号 デックス株式会社 代表取締役 野尻 英樹

稲城市平尾二丁目五十番二、同右四及び同番四十七から同番六十八まで

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十年十一月二十日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五五四五 株式会社 小島 直樹 練馬区田柄四丁目七

ワークス コジマ

五五四六 株式会社 大和田隼人 足立区梅島二丁目二

五五四七 島崎設計 島崎美緒子 西東京市中町二丁目

五五四八 ヤマト住 小林 信行 目黒区大岡山二丁目

二 指定年月日 平成三十年十月十七日

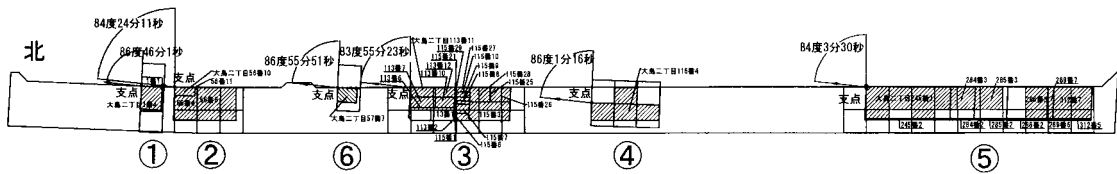
正 誤

○平成二十九年七月十一日付東京都告示第千二百二十八号

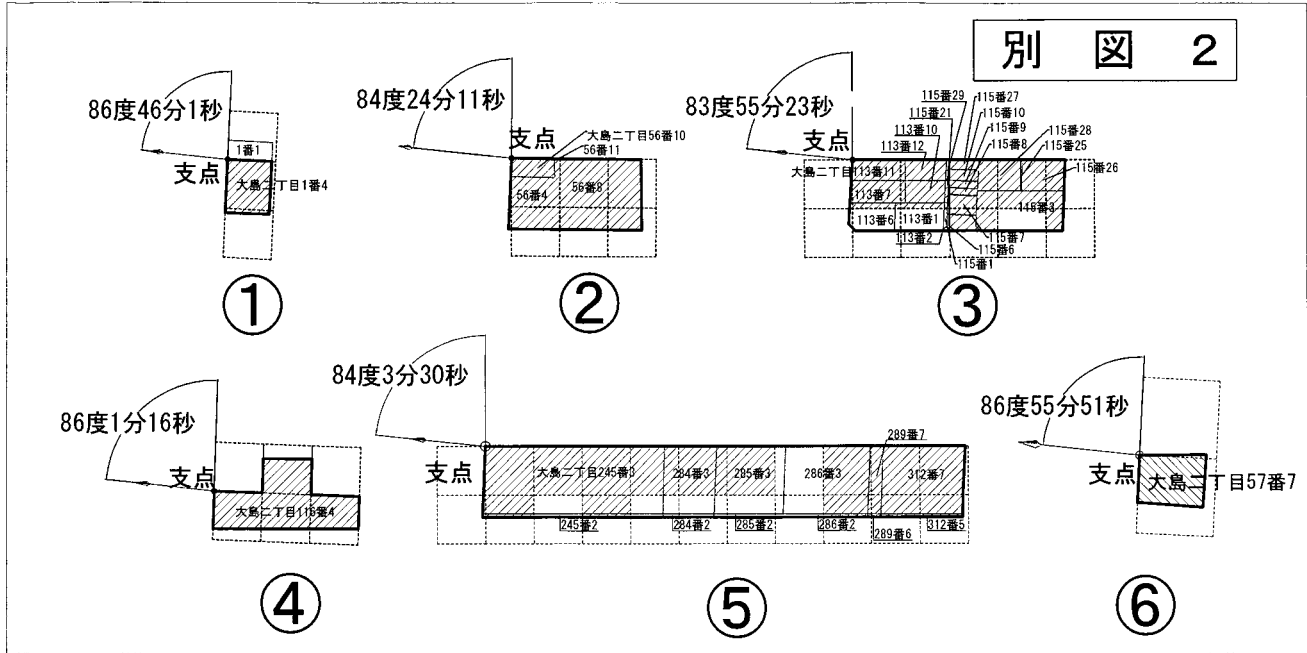
二ページの別図一及び二を次のように訂正する。

別 図 1

江東区大島二丁目



※①～⑥の拡大図は別図2のとおり



番号	支点	格子の回転角度
①	江東区大島二丁目1番4の最北端とする。	86度46分1秒
②	江東区大島二丁目56番10の最北端とする。	84度24分11秒
③	江東区大島二丁目113番11の最北端とする。	83度55分23秒
④	江東区大島二丁目116番4の最北端とする。	86度1分16秒
⑤	江東区大島二丁目245番3の最北端とする。	84度3分30秒
⑥	江東区大島二丁目57番7の最北端とする。	86度55分51秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 敷地境界
- - -: 筆境界
-: 単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域 ⑥
- ▩: 形質変更時要届出区域 ①~⑤ (平成27年東京都告示第1236号により指定された区域)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001